

今後 の 検 討 課 題

(5 年 中 期 答 申 以 降 の 主 な 指 摘 事 項)

- 総 論
 - ・ 財 政 事 情
 - ・ 国 民 負 担 率
 - ・ 税 の 基 本 的 考 え 方 と 国 際 的 整 合 性
 - ・ 所 得 ・ 消 費 ・ 資 産 等 に 対 す る 課 税 の 選 択
 - ・ 税 と 社 会 保 険 料
- 個 人 所 得 課 税
 - ・ 税 率 構 造
 - ・ 課 税 ベ ー ス
 - ・ 課 税 方 式 等
 - ・ 個 人 住 民 税 関 係
- 法 人 課 税
 - ・ 連 結 納 税 制 度
 - ・ 外 形 標 準 課 税
 - ・ 課 税 ベ ー ス 等
 - ・ そ の 他
- 消 費 課 税
 - ・ 消 費 税
 - ・ 酒 税 ・ た ば こ 税
 - ・ 特 定 財 源 等
- 資 産 課 税 等
 - ・ 土 地 税 制
 - ・ 相 続 税
 - ・ 金 融 関 係 税 制
 - ・ そ の 他
- 納 税 者 番 号 制 度
- 地 方 分 権 の 推 進 と 地 方 税
- そ の 他
 - ・ 国 際 的 な 税 制 論 議 と 我 が 国 の 対 応
 - ・ 環 境 関 連 税 制

今後の検討課題 (5年中期答申以降の主な指摘事項)

1. 総論（項目立ては、概ね前回の中期答申に沿ったものとしている。）

○ 財政事情

- ・ 国・地方を通じて今後高齢化の進展に伴う社会保障費用の増大や社会資本の充実等の財政需要の増大が予想される。

税制のあり方を検討するに当たっては、このような財政事情に十分配慮することが必要である。（5年中期答申）

- ・ このまま行財政の構造改革を行うことなく財政赤字を放置すれば、財政の硬直化や世代間の不公平を招きかねません。いずれは、金利が上昇し民間投資や経済成長を阻害するおそれもあります。（9年中期答申）

- ・ 当面、徹底した経費の節減や株式等を含め国有財産の売却を進めることは不可欠であり、その上で、いずれ経済が回復軌道に乗った段階において、再び財政構造改革に取り組みざるを得ません。その際は、歳出・歳入両面から具体的にどのような取り組みをしていくかが大きな課題になるものと考えます。（11年度答申）

○ 国民負担率

- ・ できる限り国民負担率の上昇を抑制するため、国、地方を通じ従来にも増して歳出の節減合理化その他行財政全般にわたる思い切った改革を推し進めていくことが必要であると考える。（6年改革答申）

- ・ かつて日本は、諸外国に比べて高い経済成長を維持し、高齢化もそれほど進んでいなかったため、国民負担率は比較的低い水準でした。今後はそうした状況も変化し、高齢化の更なる進展による社会保障費の増大などにより、国民負担率は上昇していかざるを得ません。（9年中期答申）

- ・ 現在の歳出水準に対応する負担水準を見るには、国民負担率（平成9年度38.2%）に、国・地方の財政赤字の国民所得比を加えた「潜在的な国民負担率」を考えなければなりません。経済審議会の試算によれば、1994年度（実績）の「潜在的な国民負担率」は、39.2%（国民負担率は35.7%）であり、これが2025年度には73%程度に上昇するとされています。（9年中期答申）

○ 税の基本的考え方と国際的整合性

- ・ 税制については、公平・中立・簡素という、租税の基本的考え方に基づき、経済社会の構造変化に対応して、より望ましい姿を考えていく必要があります。21世紀を見据えて、国際社会の中での調和を図りつつ、わが国経済社会の活力を維持・向上させ、個人や企業の自由な選択を重視する成熟化社会に対応していくためには、経済活動にできるだけ歪みを与えないような税制が望ましいのではないのでしょうか。また、国民に分かりやすく、透明性の高いものであることも不可欠です。（9年中期答申）

- ・ 税は国・地方による公的サービスの財源です。税なくしては、政府活動は機能しません。効率性を重視した行財政改革を前提とした上で、政府活動に必要な税収額を「誰が、どの程度、どのように負担していくか」を決めるための基本が、公平・中立・簡素の原則です。こうした三つの原則については、常に全てが同時に満たされるものではありません。例えば、簡素性のある程度犠牲にして公平性を重視するあるいはその逆の場合もあります（いわゆるトレードオフの関係）。

また、グローバル化、ボーダーレス化の時代には、税制が国際的な整合性を保っているのかについても検討していく必要があります。（9年中期答申）

- ・ 自由化、国際化が一層進む中で、納税者が予見可能性の高い経済活動を行う上でも、税制の簡素性、税制・税務執行の透明性の観点は、益々重要になってくると思われます。（11年度答申）

○ 所得・消費・資産等に対する課税の選択

- ・ 税体系全体として実質的な負担の公平を高めるためには、消費課税のウエイトを高め、所得・消費・資産等の間でバランスをとることにより国民が公平感を持って納税しうのような税体系を構築していくことが必要である。（5年中期答申）
- ・ 増加する国民負担を税で賄っていく場合、所得・消費・資産等に対してどのように税負担を求めていくのが適当でしょうか。少子・高齢社会の姿に対応して、所得・消費・資産等に対する課税のメリット、デメリットを勘案し、その適切な組合せを考えていくことが大切です。（9年中期答申）

○ 税と社会保険料

- ・ 少子・高齢化の進展などに伴い、国民負担のある程度の増大が予想される状況の下では、社会保障にかかる公的サービスを税と社会保険料でどのように分担していくかについて、従来にも増して十分な検討が必要と考えられます。（9年中期答申）
- ・ 各々の特徴を十分踏まえた上で、経済社会構造の変化に適合した税と社会保険料の組合せを考えていくことが重要です。（9年中期答申）

（以下の項目立ては、概ね5年の中期答申及び11年度答申に沿ったものとしている。）

Ⅱ. 個人所得課税

○ 税率構造

- ・ 今後、個人所得課税の課税ベースの拡大や他の税目による財源確保などを検討し、最高税率を引き下げていくのが適当です。（9年中期答申）
- ・ 最高税率の引下げは、本来、諸控除等課税ベースや資産性所得課税の見直し、納税者番号制度の検討などの抜本的改革の一環として実施すべきものと考えますが、現在の景気状況を考えれば、課税ベースの見直しなどは今後の課題と位置づけられます。（11年度答申）

○ 課税ベース・課税方式等

- ・ 今後とも、個人所得課税の課税ベースの拡大等の観点から、後述の特別な人的控除を含めた各種の控除や特例措置のあり方についても、幅広い見直しを進めていく必要があると考える。（6年改革答申）
- ・ 配偶者控除などの問題については様々な考え方があり、人的控除の基本的なあり方に関わる問題として検討していくのが適当です。（9年中期答申）
- ・ 個人所得課税のあり方については、本年10月に2つのワーキング・グループにおいてとりまとめられた、各種控除のあり方などの課税ベースの適正化、所得分類、課税方式の見直し、個人住民税のあり方、納税者番号制度の導入問題などの広範な論点について、理論や実務に立脚しつつ掘り下げた検討を行う必要があります。その際には、税体系をめぐる基本的な問題も視野に入れながら、将来のあるべき税制について議論を深めていく必要があると考えます。

なお、個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格を有していることから、課税最低限は所得税よりも低く、税率も緩やかな累進構造となっていることなどを十分踏まえて検討を行う必要があると考えます。（11年度答申）

- ・ 雇用形態の変化や退職金支給の形態（一時金方式か年金方式か）の変化に対応して、年金に対する課税のあり方も含め、不断の点検を行っていく必要があります。（9年中期答申）
- ・ 年金課税や高齢者に対する課税についても、公平とりわけ世代間の公平の観点、中立、簡素の観点から、拠出、運用、給付の各段階における課税について検討する必要があります。この検討においては、年金などに対する税制上の措置も一つの公的負担であることを考慮して、老後の生活を支えるため全体として効率的なシステムを構築することが重要です。高齢者にはきめ細かな配慮が必要であるとしても、高齢者を一律に経済的弱者と捉える従来の考え方の見直しが求められているのではないのでしょうか。（10年度答申）
- ・ （公的年金に係る課税については、）課税問題ワーキング・グループの中間とりまとめにおいては、拠出（入口）、運用、給付（出口）の各段階の課税のあり方を含めた総合的な観点から検討する必要があるのではないか、公的年金等控除の性格についてどう考えるかなど幅広い論点が提示されています。

この問題は、引き続き当調査会において、課税問題ワーキング・グループにおける専門的な検討を踏まえつつ、個人所得課税の課税ベースや課税方式などの問題とあわせ、総合的に検討していく必要があります。（11年度答申）

- ・ 企業年金及び個人年金については、課税問題ワーキング・グループの中間とりまとめにおいて、「公的年金の上乗せとなる自助努力のための制度としての性格を踏まえ、年金制度全体の中での位置づけや他の金融商品とのバランスとの関係で、その課税のあり方をどう考えるか」という問題提起がなされており、これを踏まえ、引き続き幅

広い観点から検討することが必要です。(11年度答申)

- ・ 仮に今後、確定拠出型年金制度が導入される場合の課税のあり方については、年金制度改革の状況も踏まえつつ、年金制度全体の中での適切な位置づけを検討した上で、退職金課税や給与課税とのバランス、他の金融商品に対する課税とのバランス、貯蓄課税の適正化との整合性など幅広い観点から、拠出・運用・給付の各段階における適正・公平な課税の方式について検討を進めていく必要があります。(11年度答申)

Ⅲ. 法人課税

○ 連結納税制度

- ・ 今後は関連諸制度や企業経営の実態は企業グループを単位としたものに大きく変化していくとの見方があります。以上を踏まえ、連結納税制度は引き続き研究していくべき課題です。(9年中期答申)
- ・ 連結納税制度については、今後、企業経営の実態や、商法等の関連諸制度のあり方、さらには、租税回避や税収減の問題といった諸点を踏まえつつ、引き続き検討を深めていく必要がある課題です。(10年度答申)
- ・ 連結納税を行うことができるようにするために措置しなければならない連結納税制度固有の問題のみならず、個々の法人を課税単位とする体系と企業集団を一つの課税単位とする体系との間の課税関係の整合性を確保するための措置など広範な論点について、専門的・実務的な観点から、十分かつ慎重な検討を行うことが不可欠です。このような検討が十分に行われぬまま制度を構築する場合には、様々な形で租税回避が行われるおそれがあります。(11年度答申)
- ・ 仮に連結納税制度が導入されとした場合には、企業集団内の取引が内部取引化され未実現のものとして取り扱われることや、法人の利益が他の法人の欠損金と相殺されることから、約65%の法人が赤字法人であるというわが国の現状に照らせば、大きな税収減が生ずることは避けられないと考えます。(11年度答申)

○ 外形標準課税

- ・ 地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。(10年度答申)
- ・ 法人事業税については、平成11年度税制改正において、その税率を10年度に引き続き更に引き下げる一方で、現下の経済情勢等に鑑み、外形標準課税の導入については見送ることとされたところです。

しかしながら、外形標準課税は地方に適した税体系の一つであり、導入を急ぐべきであるとの意見が多く出されており、当調査会としては、都道府県の税収の安定化を通じて地方分権の推進に資するものであること、応益課税としての税の性格の明確化につながることで、税負担の公平化に資すること等の観点から、早急にその方向性を示すべく、引き続き検討を進める必要があると考えます。

そのため、引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税

を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。

(11年度答申)

○ 課税ベース等

- ・ 課税ベースに関しては、引当金、減価償却、費用収益の計上基準、資産の評価方法などのあり方について、商法、企業会計との関係も含め検討し、その適正化を早急に図ることが重要です。(9年中期答申)
- ・ 近年、法人の中で赤字法人の占める割合が高くなってきています。赤字法人の課税のあり方についても、課税ベースの適正化を含め適切な対応を幅広く検討する必要があります。(9年中期答申)
- ・ 今後は、経済の国際化や経済構造改革の進展する中、課税の公平性を確保し、経済活動に対する税の中立性を高めるという観点から、法人課税小委員会において指摘されている残された課題などについて引き続き検討を深めていく必要があります。また、企業会計においては、金融商品に対する時価評価・ヘッジ会計の導入などに向けた検討が進められており、これに伴う法人課税のあり方について検討していく必要があると考えます。(11年度答申)
- ・ 租税特別措置・非課税等特別措置については、累次の答申で指摘してきたように、特定の政策目的を実現するための政策手段であって、税負担の公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外であることから、その時々を経済社会情勢を踏まえた整理・合理化を進める必要があります。(11年度答申)
- ・ 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置についても、税負担の公平を図る観点から、引き続きその見直しを検討することが必要です。(11年度答申)

○ その他

- ・ フリンジベネフィット化は、日本の雇用形態や商慣習に根ざしたものとされます。給与の支給よりもフリンジベネフィット化の方が税制上有利となることがないように、法人課税における「経費」の範囲の見直しや個人所得課税のフラット化が重要です。(9年中期答申)
- ・ 配当関連の税制を議論するに当たっては、経済構造改革などの推進により、株主をより指向した企業活動と株主・投資家への還元が十分に行われるような環境を整備していくという視点が重要ではないでしょうか。(9年中期答申)

IV. 消費課税

○ 消費税

- ・ 消費税における非課税の対象については、そもそも「課税ベースの広い消費課税」としての基本的な性格に反することとなるほか、前段階税額控除の仕組みが非課税関連分野で機能しなくなるため、課税の累積を生じて経済取引を歪めること等を踏まえ

れば、その範囲を拡大することは適当でない。（6年改革答申）

- ・ 消費税の税率構造については、税率の引上げ後においても、単一税率を維持すべきである。

すなわち、複数税率制度の導入については、

- ① 国民の消費態様が多様化している今日、対象品目を客観的な基準により選択することは困難である、
- ② 対象品目とそれ以外の品目の価格に異なる影響を与えることとなる、
- ③ 納税義務者の事務負担をはじめ、国民全体で膨大な社会的・経済的コストを払うこととなる、

等の問題があり、一般的に公平・中立・簡素といった観点からみた消費税の特長を損なうおそれがあると考える。また、軽減税率を設ける場合には、これによる減収分を補うため、標準税率の引上げ幅を大きくしなければならないことにも留意する必要がある。（6年改革答申）

- ・ 消費税が所得に対し逆進的ではないかといった問題については、一つの税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、所得税をはじめとする税制全体の中で、更には社会保障制度等を含めた財政全体との関連で判断していくべき問題であり、我が国の税制が全体としてかなりの累進性を持つ一方、社会保障制度等の歳出面の施策が国民生活の様々な分野で整備・充実されてきていることに留意する必要がある。（6年改革答申）
- ・ 事業者の間における現実の事務処理能力の差異にかんがみれば、消費税の仕組みの中に事業者の事務負担を軽減する措置を設けること自体は合理性があると考えられるが、事業者が消費税の納税事務に習熟してきたと認められる今日、消費税率の引上げを踏まえ、制度の公平性と簡素性との間でどのように均衡を図るかという観点から中小事業者に対する特例措置のあり方を見直すことが必要である。（6年改革答申）
- ・ 小売段階における表示の方法は、業種等により様々である。このため、消費者にとって非常に煩わしいとの声が多いことも事実である。したがって、表示の問題については、消費者の便宜の観点からも検討する必要があるだろう。このような観点からすれば、個々の商品の最終的な支払総額が何らかの形で表示されることが望ましいのではないかと考えられる。

いずれにせよ、税額を明示するか否かということは、取引における価格表示の問題であり、いずれの方式によるかは、基本的には各事業者が上記の観点等を踏まえて自主的に選択すべきものであって、一律に法律で義務付けるといった性格のものではないと考えられる。（5年中期答申）

- ・ 今後、更に少子・高齢化が進展する21世紀を展望するとき、消費税の役割はますます重要なものになっていくものと考えられます。たとえ一時的にせよ、消費税率の引下げ等を行うことは、今後の税制のあるべき姿に背馳することとなるため、採り得ないものと考えます。（11年度答申）
- ・ 将来の少子・高齢化への対応に関連し、消費税の使途を福祉目的に限定してはどう

かとの考え方があります。

これに対しては、社会保障給付のあり方についての国民的な議論を経ないままに、その財源調達の方法のみを論ずることは適切でないとの意見、歳入の大きな柱の一つである消費税収の使途を特定することは資源の適正な配分を歪めるおそれがあるとの意見、社会保障と消費税との間に受益と負担の密接な対応関係は見出し難いのではないかと、地方消費税を含め消費税収の4割強は地方公共団体の一般財源とされていることを考えるべきである等の意見がありました。

他方、消費税が国民の福祉の充実に資するといった趣旨が何らかの形で明確にされれば、消費税に対する国民の理解を深める上で有益であるとの意見、消費税の使途について議論することは重要であるが、今後の消費税を含む税体系全体の見直しの中で検討すべき問題ではないか等の意見がありました。

いずれにせよ、この問題は、消費税の基本的な性格に関わるものであり、諸外国における社会保障に係る財源の考え方を参考にしつつ、社会保障制度のあり方を含め、種々の観点から慎重に検討していくべきものと考えます。（11年度答申）

○ 酒税・たばこ税

- ・ 酒・たばこについては、特殊なし好品として、諸外国と同様、従来から他の物資に比べ高い税負担を求めてきているところであるが、酒税・たばこ税はその課税方式が従量税によっており、価格の上昇とともに税負担水準が低下する傾向にあること等から、随時負担の見直しを行い、適正な税負担水準の確保に努めるべきである。

また、特に酒税の負担水準の見直しに際しては、各酒類の消費態様の変化等に十分配慮すべきである。（5年中期答申）

○ 特定財源等

- ・ 特定財源制度の問題は、財政需要の優先度等を含め、財政の資源配分調整機能を有効に活かす見地から、幅広く検討を行う必要がある。（5年中期答申）
- ・ 一般に、特定財源制度は、特定される公共サービスの受益と負担との間にかなり密接な対応関係が確認される場合には、一定の合理性を持ちますが、他方、それが資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招くものであることから、その妥当性については常に吟味していくことが重要であります。（10年度答申）

V. 資産課税等

○ 土地税制

- ・ 今後とも、土地税制については、地価水準の動向、土地に対する国民意識や資産格差の状況など土地を巡る諸状況や経済社会の構造変化の状況などを踏まえ、土地政策全体や資産課税全体の中での位置づけを明確にしながら検討していく必要があります。特に、土地保有課税については、固定資産税と地価税の関係も含め、中長期的視点に立った幅広い検討が早急に必要です。（9年中期答申）

- ・ 地価税には、①経済のストック化が進む中で資産に適正な負担を求めていく必要があること、②現在の固定資産税の負担水準は地域ごとにバラツキがあり、土地の資産価値に応じた負担を求めるものになっていないことなどを考えると、資産課税として一定の意義があるものと考えられます。（10年度答申）
- ・ 今後、地価税をどう考えていくかについては、土地政策の方向を踏まえ、土地税制全体の中での位置づけを明らかにしながら、検討を進めていくことが適当ですが、現在の土地基本法を前提とする限り、少なくとも廃止は適当ではないと考えます。（10年度答申）
- ・ 固定資産税については、平成9年度より、負担水準の均衡化を図るための措置が講じられています。平成12年度以降の税負担については、同年度の評価替えの動向及び負担水準の状況や市町村財政の状況等を踏まえた上、更に負担の均衡化・適正化を進める措置を講ずることとされており、今後、平成12年度の評価替えに向けて、具体的な措置の検討を進める必要があります。（11年度答申）

○ 相続税

- ・ 相続税には、富の再配分を図るという機能があるほか、所得税の補完税としての役割があります。個人所得課税の負担軽減や累進構造のフラット化が進む中、このような相続税の役割をどう考えていくのかについて検討が必要です。
したがって、相続税については、今後、個人所得課税の抜本的見直しとの関連において、税率構造や課税ベース等について幅広く検討を行っていくことが適当と考えます。（11年度答申）

○ 金融関係税制

- ・ 利子・株式等譲渡益課税のあり方については、今後、総合課税と分離課税のメリット・デメリットを勘案しつつ、所得課税における課税ベースと税率のあり方について、幅広く国民的な議論を行っていくのが適当である。（9年度答申）
- ・ 株式等譲渡益課税のあり方については、証券税制全体の中での検討も必要であるが、当面の方向としては、現在の所得把握体制の下でも、分離課税制度の枠組みの中で課税の適正化を検討することが適当である。（9年度答申）
- ・ 自由化を徹底すると同時に市場の公正性・透明性を高めていくという改革の流れの中で、税制全体の中における金融関係税制の位置づけを的確に押さえ、時機を失することなく適切に対応していかなければなりません。その際、既に金融改革を実施している諸外国の金融市場の成立ちと現状、税制の実態（例えば、株式に係る課税の場合、取引段階課税、譲渡益課税、保有課税などがどのように組み合わせられているか。）などを客観的に検証していくことが重要です。（9年中期答申）
- ・ 株式等譲渡益課税については、現在、源泉分離課税方式と申告分離課税方式の選択制となっています。この点についても、金融小委報告をもとに検討しましたが、当調査会としては、源泉分離課税方式は廃止し、申告分離課税方式に一本化することが適

正化の方向であると考えます。(10年度答申)

- ・ 金融関係税制については、従来から金融資本取引の特徴に配慮した税制の構築に努めてきましたが、今回、フリー（市場原理が働く自由な市場に）、フェア（透明で信頼できる市場に）、グローバル（国際的で時代を先取りする市場に）の三原則の下で進められる金融システム改革を税制としても受け止め、時機を失することなく対応していくことが求められています。(10年度答申)
- ・ 生命保険料控除・損害保険料控除、課税繰延べ、老人マル優など、従来から当調査会で見直しについて指摘してきている項目についても、金融システム改革の下では、金融商品間、各業態間の課税の公平性・中立性の要請からの見直しについて早急に議論を進めていく段階にきています。

なお、個人住民税が非課税となっている株式等譲渡益や割引債の償還差益などの課税の適正化を図るため、利子割方式も参考にしながら検討する必要があると考えます。(10年度答申)

○ その他

- ・ (印紙税については、) 経済取引の進展等に応じて、今後とも課税の適正・公平化等を図る観点から検討を行う必要がある。(5年中期答申)
- ・ 不動産流動化の観点から、不動産関連の流通税の負担を軽減してはどうかとの指摘もありました。一方で、流通税は、簡素で所得課税等を補完する税として一定の評価をすべきであり、幅広く、軽度の負担を求めるものであることを考えると、不動産取引についてのみ軽々に負担軽減を行うことは適当ではないとの意見もありました。(11年度答申)

VI. 納税者番号制度

- ・ 納税者番号制度をめぐる環境は新しい局面を迎えており、当調査会で、国民の受け止め方を十分に把握しつつ、より具体的かつ積極的な検討を行わなければならない時期にきています。(10年度答申)
- ・ 納税者番号制度については、国際的な資金移動の活発化など経済取引のグローバル化の一層の進展や、今後の電子商取引の発達による経済取引の一層の多様化、複雑化等の経済社会情勢の急速な変化を踏まえれば、課税の適正化の観点から、その導入について、より具体的な検討を進める時期にきているのではないかと考えます。(11年度答申)
- ・ 今後、国民の理解が更に深められるよう、経済取引への影響、民間及び行政のコストと効果、プライバシー保護等の課題を含め、より掘り下げて具体的な検討を進めていくことが必要です。(11年度答申)

VII. 地方分権の推進と地方税

- ・ 地方分権の推進に当たっては、地方の財政基盤を確立することが不可欠であり、地方における歳出規模と地方税収入の乖離を縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図っていくことが必要です。また、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、税源の偏在性が少なく、税収が安定した地方税体系を構築していくことが必要です。

その際、地方公共団体においては、自ら強い自覚をもって徹底した行財政改革を推進するとともに、市町村合併や広域行政の推進についても積極的に取り組んでいくことが強く求められます。

地方分権を推進する際、地方公共団体の課税自主権を一層拡充することも重要です。地方公共団体がその課税権に基づき、住民の代表により構成される議会によって制定された税条例をもとに、自ら地方税を賦課徴収し、その財源によって住民に行政サービスを提供していくことは地方自治の原点です。地方税の充実確保が図られ、地方公共団体の行政サービスと住民の地方税負担との関係がより明確になることにより、地方公共団体の財政面における自己決定権や自己責任が増していくこととなります。したがって、地方公共団体の課税自主権を一層拡充していくとともに、各地方公共団体が住民の意向を踏まえつつ、自らの判断と責任において、その行政サービスと地方税負担のあり方を決定できるよう、国と地方の間の行財政システムの改革を進めていくことが必要です。（11年度答申）

VIII. その他

○ 国際的な税制論議とわが国の対応

（国際課税一般）

- ・ 国際的な経済活動から生ずる所得に適正に課税を行うための税制について検討を進め、一層の整備を図っていく必要がある。（5年中期答申）
- ・ 移転価格税制など多国籍企業の活動に対する課税に関する国際的なルールの整備に積極的に取り組んでいく必要がある。（5年中期答申）
- ・ 情報化・電子化の進展に伴うボーダーレス化により、各国の課税主権が衝突する場面がますます増えてくると考えられます。OECDなど国際的な場における議論も踏まえ、わが国の課税権の確保に努めていくことが必要です。（9年中期答申）

（有害な税の競争）

- ・ 「税のダンピング」には、各国の税当局が国際的に協調して行動することが不可欠と考えます。昨年来OECDにおいて、有害な税の競争を牽制するため、ガイドラインを策定し、それに該当するような優遇税制の導入制限・縮減等が検討されており、来年春に報告書がとりまとめられることになっています。

このように、税について国際的協調を図っていくことの重要性はますます高まりつ

つあります。当調査会としては、今後も、政府がこうした検討に積極的に参加していくことを期待します。（10年度答申）

- ・ 当調査会としても、政府が有害な税の引下げ競争を抑止する国際的な取組みに寄与してきたことに留意し、今後ともこのような国際的な協調作業に積極的に参加していくことを期待したいと考えます。（11年度答申）

（電子商取引）

- ・ 今後ともOECDにおける議論に積極的に参加していくとともに、電子商取引をめぐる課税関係についての予見可能性を高めることにより電子商取引の発展する環境を整備する観点からも、その進展状況や実態の把握に努めつつ、課税のあり方について検討していく必要があります。（11年度答申）

○ 環境関連税制

- ・ 環境問題に係る税制については、国内外での議論の進展を注視しつつ、更に調査及び研究を進めていく必要がある。（5年中期答申）
- ・ 地球規模の環境問題に関心が高まっています。個人の消費活動や企業の生産活動が、自然環境、居住環境などに対して悪影響を及ぼす場合、それにより生ずるコストを製品やサービスの取引価格に反映させることなどで、適正かつ公平な経済的負担を求めるという考え方があります。こうした環境問題に関する総合的な対応の一環として、税制面についても、国内外の議論の進展を注視しつつ、更に調査・研究を進めていく必要があります。（9年中期答申）
- ・ 環境保全その他の社会的要請に対して、特定財源制度を活用すべきではないかという議論があります。一般に、特定財源制度は、公的サービスの受益と負担の間に密接な対応関係が確認される場合にその活用が考えられます。他方、公的サービスの社会的要請との関係で、それが資源の適正な配分を歪め財政の硬直化を招くものと判断される場合には、その活用は適当とは言えません。したがって、その妥当性を常に吟味していく必要があると考えられます。（9年中期答申）

（備考）5年中期答申⇒「今後の税制のあり方についての答申」（5年11月）

6年改革答申⇒「税制改革についての答申」（6年6月）

9年中期答申⇒「これからの税制を考える」（9年1月）

9年度答申⇒「平成9年度の税制改正に関する答申」（8年12月）

10年度答申⇒「平成10年度の税制改正に関する答申」（9年12月）

11年度答申⇒「平成11年度の税制改正に関する答申」（10年12月）

(参 考)

近年（平成5年以降）の中期答申の「目次」

平成5年11月19日 「今後の税制のあり方についての答申」

平成6年6月21日 「税制改革についての答申」

平成9年1月24日 「これからの税制を考える」

〔平成5年11月19日答申〕

今後の税制のあり方についての答申
— 「公正で活力ある高齢化社会」を目指して —

はじめに

第一 基本的考え方

- 1 なぜいま税制の総合的見直しが必要なのか
 - (1) 税制の見直しの背景
 - (2) 経済社会の推移等
 - (3) 我が国の税体系の現状
 - (4) 財政事情
- 2 どのような考え方で総合的見直しを進めるのか
 - (1) 税負担の公平の確保
 - (2) 行財政改革の推進
 - (3) 見直しの視点
- 3 総合的見直しの方向
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 所得・消費・資産等のバランス
 - (3) 目先の利害得失を越えた合意の形成
 - (4) 一体的な成案化
- 4 地方税のあり方
 - (1) 地方税の意義
 - (2) 今後の地方税のあり方

第二 個別税目についての検討

一 所得課税

I 個人所得課税

- 1 基本的考え方
- 2 税率構造
- 3 人的控除
- 4 給与所得控除
- 5 年金課税
- 6 その他

II 法人所得課税

- 1 基本的考え方
- 2 課税ベース
 - (1) 引当金
 - (2) 減価償却
 - (3) 租税特別措置
 - (4) 交際費等

3 法人税の負担調整に関する基本的仕組み

4 中小法人、公益法人等、赤字法人

(1) 中小法人

(2) 公益法人等

(3) 赤字法人

5 法人住民税均等割

6 事業税等

(1) 外形標準課税

(2) 非課税等特別措置

二 消費課税

1 消費税

(1) 課税対象

(2) 税率

(3) 中小事業者に対する特例措置

(4) 仕入税額控除

(5) 申告・納付

(6) 使途

(7) 消費税と価格の関係

2 酒税・たばこ税

3 特定財源等

三 資産課税等

1 基本的考え方

2 保有課税

(1) 固定資産税

(2) 地価税

(3) その他

3 取得課税

(1) 相続税

(2) 有価証券取引税

4 資産性所得課税

(1) 土地譲渡益課税

(2) 利子、株式等譲渡益課税

5 その他

(1) 印紙税

(2) 取引所税

四 その他

1 経済活動の国際化の進展に対応した税制の整備

2 環境関連税制

(別表) 課税の適正化のためにこれまで行われた具体的な取組みについて
今後の税制のあり方についての答申〔要約〕

附属資料

〔平成6年6月21日答申〕

税制改革についての答申

はじめに

第一 「中期答申」以降の税制改革の経緯

第二 税制改革の具体化のための指針

- 1 バランスのとれた税体系の構築
- 2 税負担の公平確保
- 3 行財政改革の推進
- 4 諮問で示された新たな視点
- 5 税負担増加の必要性

第三 個人所得課税の軽減

- 1 基本的考え方
- 2 税率構造
- 3 課税最低限等

第四 消費課税の充実

- 1 基本的考え方
- 2 課税対象、税率構造等
- 3 中小事業者に対する特例措置
- 4 仕入税額控除
- 5 使途等

第五 地方税源の充実

- 1 地方税源のあり方
- 2 「地方消費税」構想

地方税問題についての検討結果

附属資料

〔平成9年1月24日答申〕

これからの税制を考える
— 経済社会の構造変化に臨んで —

はじめに

第一 社会を支えるコストをどのように負担していくのか

- 1 少子・高齢化の進展と財政事情の悪化
- 2 国民負担率の上昇
- 3 行財政改革の推進と国民の選択
 - (1) 効率的な行政・財政構造の実現
 - (2) 政府の規模・役割についての選択
 - (3) 財政構造改革への取組み
 - (4) 地方分権の推進
- 4 税制についての選択
 - (1) 税と社会保険料
 - (2) 税の基本的考え方と国際的整合性
 - ① 公 平
 - ② 中 立
 - ③ 簡 素
 - ④ 国際的整合性
 - (3) 所得・消費・資産等に対する課税の選択

第二 経済社会の構造変化に税制はいかに対応するのか

- 1 国際化、情報化への対応
 - (1) グローバル化とボーダーレス化
 - ① 企業の活力
 - ② 土地を巡る諸問題
 - (2) 情報化・電子化とボーダーレス化
 - (3) 金融システム改革と金融資本取引
- 2 経済社会の成熟化への対応
 - (1) 経済社会の成熟化
 - (2) 個人と企業との関係
 - ① 従業員と企業との関係
 - ② 株主と企業との関係
 - (3) 個人・企業と社会との関係
 - ① 民間の非営利活動
 - ② 企業の文化芸術支援
 - ③ 女性の社会進出
 - ④ 環境問題への対応

おわりに

- (参考1) 国民負担率の国際比較
- (参考2) 国民負担率に関する主な記述
- (参考3) 「高福祉高負担」の見直し
- (参考4) 欧米主要国における社会保障給付の財源構成
- (参考5) 「世代会計」の議論
- (参考6) 税のダンピング
- (参考7) 課税のメリット・デメリット
- (参考8) 海外生産比率の国際比較
- (参考9) アメリカの連結納税制度
- (参考10) 国際的な資金の逃避